○国土交通省告示第四百五十九号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の六の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

別表中「印」を削る。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第四百六十号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

別表中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、「印」を削る。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百六十一号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行令附則第十二条第二十項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。	地方税法施行令附則第十二条第十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十二号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　地方税法施行規則附則第七条第七項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十項に規定する基準に適合するものであることを、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書式により証する書類 イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略）	1　地方税法施行規則附則第七条第七項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第十九項に規定する基準に適合するものであることを、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書式により証する書類 イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略）